

2021年10月16日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2021年10月16日午後2時から午後5時30分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、小林、林、南京家、清水、巫（6名）

2. 前回の研究会の議事録の確認

了承された。

3. 会則の承認と会員登録について

巫：会則の承認と会員登録に協力してほしい

4. 裁判体験の検討

【玉江峰子さん】

① 巫が電話で聞いたこと

別紙参照。

② 会社設立について

小林：林さんが詳しく調べているので、わかっているところを説明してほしい。

林：玉江さんは長期にわたって営業の収益を横領されていて、それが発覚した時に直接に財産を差し押さえたりする機関が銀行なので、銀行が悪者だと思っているが、その前に玉江さんに詐欺を仕掛けている人たちが問題である。重要な転機は、玉江さんの事業を行うために会社（有限）を設立した時である。このとき、玉江さんは会社の設立を了承したが、会社の商業登記の内容を確認していなかった。私が協力して登記を調べることができたのは、2014年4月15日で、設立からかなり時間が経過しているが、登記された内容は、本社の場所、役員の指定などについて、玉江さんの指示と全く異なるものであることが判明した。つまり、会社の設立を委任された人が玉江さんの知らない内容で会社を設立し、玉江さんの事業の収入を私服して、給料や事務所家賃として費消していたと考えられる。後に突然、負債を指摘されて財産を奪われたのは、そのような経過によるものではないか。会社はその後、転売されて最終的に解散している。プロの詐欺師の仕事だ。

③ 不動産取得について

玉江：(PAL行橋の建物図面を示して) 私はこの建物の5部屋を、業者に強く依頼されて安い価格で購入した。その後、借入金を負わされて、財産をすべて奪われた。

巫：玉江さんは、これらの建物の所有権を取得したのか。

玉江：まるげんでの店舗は賃借で、そこに営業用の施設を整備して、貸し出していたが、このビルについては、購入して所有した。

林：それに対しては登記簿の確認をしなければ、判断できない。

玉江：権利証は持っている。

林：権利証は決定的ではない。

小林：建物の住所などがわかれば、登記簿の状態を確認することはできるので、登記を取り寄せてみたらどうか。自分も協力する。

巫：最近では現地の法務局でなくとも登記簿を取り寄せることができるようなので、やってみよう。

玉江：登記を閲覧できるための資料を送る。

④ 署名が偽造されている疑いのある手形について

巫：玉江さんが振出人になっている約束手形で、玉江さんの財産が銀行に取り上げられたが、署名の部分は他人が玉江さんの筆跡をなぞって書かれたものではないかという疑いがある。商法では署名は記名押印で替えることができるとしているが、手形・小切手の実務では、ゴム印を作成して銀行印とともに銀行に登録し、それにより記名押印をする方式が一般的である。事務所に銀行関係業務の従業員がいる場合には、ゴム印ではなくとも事務員などの代筆と押印で記名押印とすることができるかもしれないが、それは利用者が当座預金を持ち、日常的に商業手形を発行している場合の処理であると思う。そういう実務がありうるとしても、その場合には筆跡をなぞるような操作は不要である。

振り出されている約束手形は、銀行宛の手形で、手形を借用証書代わりに発行して現金を借り入れるものであり、事務員が代筆するような性質のものではない。しかも、署名部分の筆跡を他の文書から転写して、署名を似せて書いている形跡があるといわれる。仮に、そのような借入れが本人の知らぬところで、行われていたとすると、何らかの不正があった疑いを否定できない。

5. 次回の予定

2021年10月30日（土）14時から17時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんの予定。

以上
2021年10月18日
巫召鴻